

第3次七尾市地域福祉計画

概要版

令和3年3月

七尾市

計画の趣旨

計画策定の背景

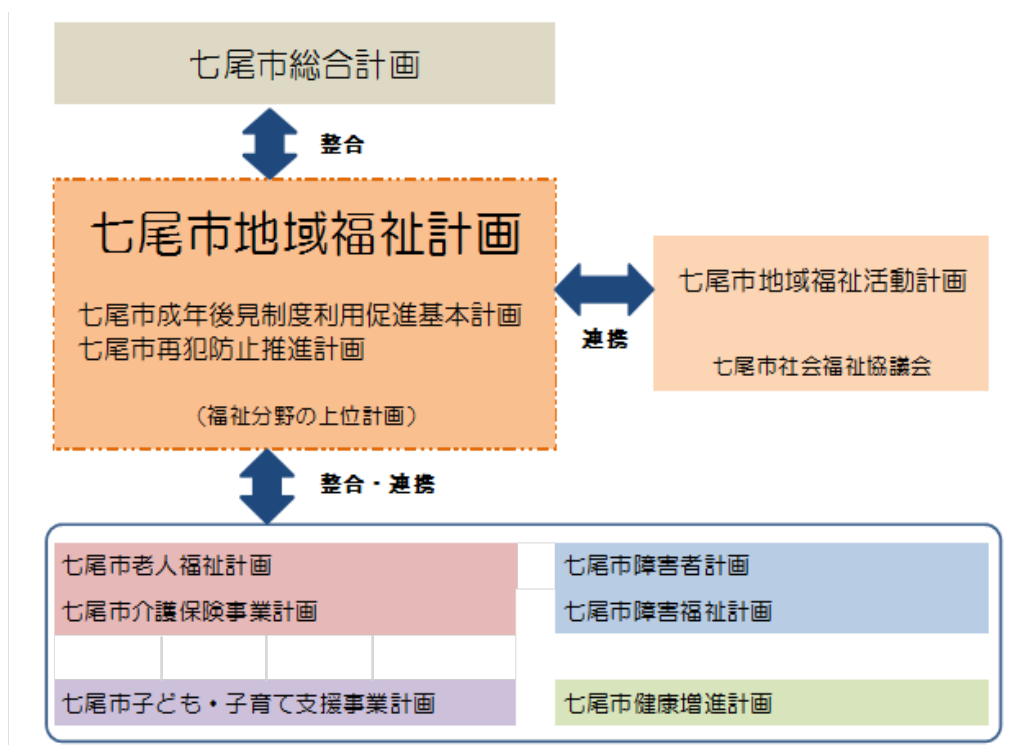
地域福祉には、地域の高齢者、障害者、生活困窮者、子育て家庭など、支援を必要としている人を地域全体で支え、地域住民がお互いに支え合い、助け合うという意識が重要です。

そのうえで、住民一人ひとりが住み慣れた地域において安全、安心、快適に生活していけるよう、さまざまな課題に対し、取り組むべき施策についての基本方針を示すものとして「第3次七尾市地域福祉計画」を策定するものです。

地域福祉計画について

①計画の位置づけ及び個別計画等との関係

本計画は、地域福祉を推進するために策定する計画であり、「第2次七尾市総合計画」を最上位計画とし、目指す将来像である「能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお」の実現に向け、まちづくりの基本方針との整合を取りながら策定しています。加えて、高齢者・障害者・子ども・その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることで福祉分野の「上位計画」と位置付けています。また、七尾市社会福祉協議会が策定する「七尾市地域福祉活動計画」とも連携を図っています。



②計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

ただし、前期5年間、後期5年間とし時間経過による見直しを実施します。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第2次七尾市総合計画 (令和元年度～令和10年度)									
【本計画】第3次七尾市地域福祉計画 (令和3年度～令和12年度)					見直し→				
七尾市老人福祉計画 第8期七尾市介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)			七尾市老人福祉計画 第9期七尾市介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)			七尾市老人福祉計画 第10期七尾市介護保険事業計画 (令和9年度～令和11年度)			
第5次七尾市障害者計画 第6期七尾市障害福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第6次七尾市障害者計画 第7期七尾市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第7次七尾市障害者計画 第8期七尾市障害福祉計画 (令和9年度～令和11年度)			
第2期七尾市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)				第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)					
七尾市健康増進計画(第2次)改定版 (令和3年度～令和7年度)					七尾市健康増進計画(第3次) (令和8年度～令和12年度)				
第3次七尾市地域福祉活動計画(七尾市社会福祉協議会)									

③計画の推進体制

地域福祉計画に基づき施策を推進するためには進捗管理が不可欠です。七尾市健康福祉審議会において、施策の実施状況等の検証・評価を行い、本計画を推進します。

また、地域福祉を推進する中核的な機関として位置づけられ、地域における総合的なコーディネーターとして重要な役割を果たしている七尾市社会福祉協議会と密接に連携し、本計画と「七尾市地域福祉活動計画」を一体的に推進します。

将来像

目指す将来像

誰もが住み慣れた地域社会の中で快適に暮らしていくために、すべての人たちが希望と安心に満ち、幸せを実感できる福祉社会の実現を目指します。

《 目指す将来像 》

希望と安心に満ちた福祉都市

基本理念

目指す将来像を実現するためには、人としての尊厳と自由が守られ、生きがいをもって社会活動に参加できるよう、さまざまな障壁を取り除くことが大切です。また、お互いの理解を深め、共に助け合い、共に生きるという考えに立ち、全ての市民との協働により「地域共生社会」を実現していかなければなりません。

本計画では、七尾市民ふれあい福祉条例に基づき「希望と安心に満ちた福祉都市」の実現のため、以下の3項目を基本理念とします。

1. **すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり**
2. **偏見や障壁がなく、自由に社会参加できるまちづくり**
3. **心豊かで、生き生きと暮らせるまちづくり**

施策の展開

基本方針 1 支え合いの「しくみ」づくり

(1) 地域福祉体制の充実

「地域共生社会」の実現をめざし、包括的な相談支援体制の充実、地域福祉のネットワークの充実に取り組みます。また、地域における緊急連絡体制や支援体制の充実を図り、地域づくり協議会などの活動支援の充実に取り組みます。

主な取り組み ①相談支援体制の充実 ②地域福祉ネットワークの充実
③緊急連絡体制・支援体制の充実 ④地域福祉活動団体への支援

(2) 安心して暮らせるしくみづくり

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう高齢者や障害者の社会参加や日常生活の充実、生活困窮者に対する自立支援、意思決定が困難な人に対する成年後見制度の利用促進、再犯防止の理解促進に取り組みます。

主な取り組み ①社会参加の促進 ②介護支援体制の充実 ③生活支援体制の充実
④生活困窮者支援の充実 ⑤成年後見制度の利用促進
⑥再犯防止に向けた取り組みの推進

(3) 安心して生み育てられるしくみづくり

子育て中の家庭が孤立しないよう、地域における子育て支援体制の構築を図り、子どもの安心・安全な居場所の確保や子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

主な取り組み ①地域における子育て支援体制の構築 ②子どもの安全な居場所づくり
③要保護児童へのきめ細やかな対応

(4) 人にやさしい環境づくり

さまざまな人が利用できるユニバーサルデザインを推進し、住宅のバリアフリー化の支援に取り組みます。また、地域で生活していくために交通手段の確保に取り組みます。

主な取り組み ①ユニバーサルデザインの推進 ②生活環境の充実 ③交通手段の確保

(5) 適切な福祉サービスの利用促進

広報誌や各種団体の会議を活用し、福祉サービスの情報提供に努め、サービスを必要とする人に直接関わる民生委員などにも情報提供に努めます。また、サービスの利用に結びついていない人を早期に発見できるよう地域における見守り体制の充実に取り組みます。加えて、サービス利用者の利益を守るため、相談窓口の充実やサービス別の事業者連絡会などでの助言・指導に取り組みます。

主な取り組み ①福祉サービスの利用に関する情報提供
②サービス利用に結びついていない要支援者への対応
③福祉サービスの質の確保

(6) 健康づくりの支援

全ての人がいっまでも健康で住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう地域ぐるみの健康づくりの活動支援に取り組みます。

主な取り組み ①地域における健康づくり活動の支援

基本方針2 支え合いの「こころ」づくり

(1) 地域福祉を支える人づくり

地域の課題を住民が主体的に解決できるよう地域福祉のリーダー育成、資質向上に取り組みます。また、支援が必要な人と適切に関わるためのサポーター育成に取り組みます。

主な取り組み ①活動の中心となる人材の育成 ②活動の担い手となる人材の育成

(2) 支え合う意識づくり

広報誌や各種団体の会議を活用し、支え合う意識の重要性の啓発に努め、福祉の心の教育や地域とふれあう機会の推進に取り組みます。また、障害の有無に関わらず、共に生きる社会を目指すため、互いの理解が深まるよう取り組みます。

主な取り組み ①広報・啓発活動の充実 ②福祉教育の充実 ③体験学習の充実
④こころのバリアフリーの推進

基本方針3 支え合いの「活動の場」づくり

(1) 地域における活動の場づくり

地域における自主的な通いの場の充実に取り組みます。また、地域において、経験を活かせる場や担い手として育成された人が活躍できる場の充実に取り組みます。

主な取り組み ①通いの場の充実 ②活躍できる場の充実

(2) 就労・雇用の促進

高齢者や障害者が自立して生活できるよう能力や特性に応じた雇用の拡大や雇用情報の提供に取り組みます。また、困窮している人の状態に応じた包括的な相談支援や自立支援体制を構築し、就労機会の充実に取り組みます。

主な取り組み ①高齢者の就労支援の充実 ②障害者の就労支援の充実
③生活困窮者の就労支援の充実

(3) 地域交流の促進

異なる世代同士の交流を促進し、お互いの理解を深める機会の確保に取り組みます。また、福祉施設と地域住民との交流や同じ悩みを抱えている人同士の交流の場づくりに取り組みます。

主な取り組み ①世代間交流の促進 ②福祉関係施設と地域住民との交流促進
③当事者同士の交流促進

・守委員①

<p>質 問</p>	<p>3 説明・報告事項 P 1 2 (4) 令和3年度の主な取組について ■避難行動要支援者避難支援制度の普及促進 (1) 対象者 ⑤高齢者(65歳以上)のみの世帯で上記①~④に該当しない方は、 (75歳以上)の間違いではないですか。</p>
<p>回 答</p>	<p>避難行動要支援者避難支援制度の対象者については、昨年度までは75歳以上のみの世帯を対象にしておりました。 今年度新たに地域福祉計画を策定し、対象者を改めて確認し、高齢者は一般的には65歳以上であることから、65歳以上のみの世帯を対象とするよう、対象者を拡大したところです。 なお、避難行動要支援者避難支援制度については、これまで広報ななおの7月号やケーブルテレビで制度を周知しており、今年度の更新名簿を民生委員と町会長、地区社協に配付する際、65歳以上のみの世帯も対象者に含めることを、周知したいと考えております。</p>

・守委員②

<p>質 問</p>	<p>3 説明・報告事項 P 1 2 (4) 令和3年度の主な取組について ■避難行動要支援者避難支援制度の普及促進 (1) 対象者 ⑥上記以外で自力での避難が困難な方は、 上記以外で「災害時に」自力での避難が困難な方 と登録台帳に記載のとおりで統一して書いてはどうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>避難行動要支援者避難支援制度は、災害時に自力避難が困難な方に同意のもとで名簿に登録してもらい、本人の情報を地域の方と共有し、支援してもらうものです。 守委員のご指摘のとおり、P 1 2の表記についても、「災害時に」という記載を追加します。</p>

(4) 令和3年度の主な取組について

1-(1) 地域福祉体制の充実（基本施策）

- ② 地域福祉ネットワークの充実（取り組み）
- ③ 緊急連絡体制・支援体制の充実（取り組み）

■ 避難行動要支援者避難支援制度の普及促進

災害対策基本法で作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿について、制度の周知と登録の呼びかけを行う。

(1) 対象者

- ① 在宅で生活する75歳以上の方
- ② 介護保険における要介護3・4・5の方
- ③ 身体障害(身体障害者手帳1・2級)のある方
- ④ 知的障害(療育手帳A・B)のある方
- ⑤ 精神障害(精神保健福祉手帳1・2・3級)のある方
- ⑥ 高齢者(65歳以上)のみの世帯で上記①～⑤に該当しない方
- ⑦ 上記以外で災害時に自力での避難が困難な方

(2) 現状の登録者数

令和3年3月31日時点で2,480名が登録

④ 地域福祉活動団体への支援（取り組み）

■ 地域づくり協議会の研修会での説明

市の計画や施策の説明を通して、目指す姿を共有するとともに、地域住民の役割（共助）、市の役割（公助）を認識し、取り組みを進めてもらう。

1-(2) 安心して暮らせるしくみづくり（基本施策）

④ 生活困窮者支援の充実（取り組み）

■ 生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）

平成27年4月「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、関係機関や地域の方と協力し、下記の事業を行う。

(1) 自立相談支援事業（必須）

「生活サポートセンターななお」（パトリア3階 七尾市社会福祉協議会内）を設置している。

生活困窮者からの相談に対し、生活全般にわたる包括的な支援を行うため、個人が抱える課題を分析し自立に向けたプランの作成や、関係機関との連絡調整等を行う。

(2) 住居確保給付金（必須）

離職により住宅を失ったまたは、失うおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給する。